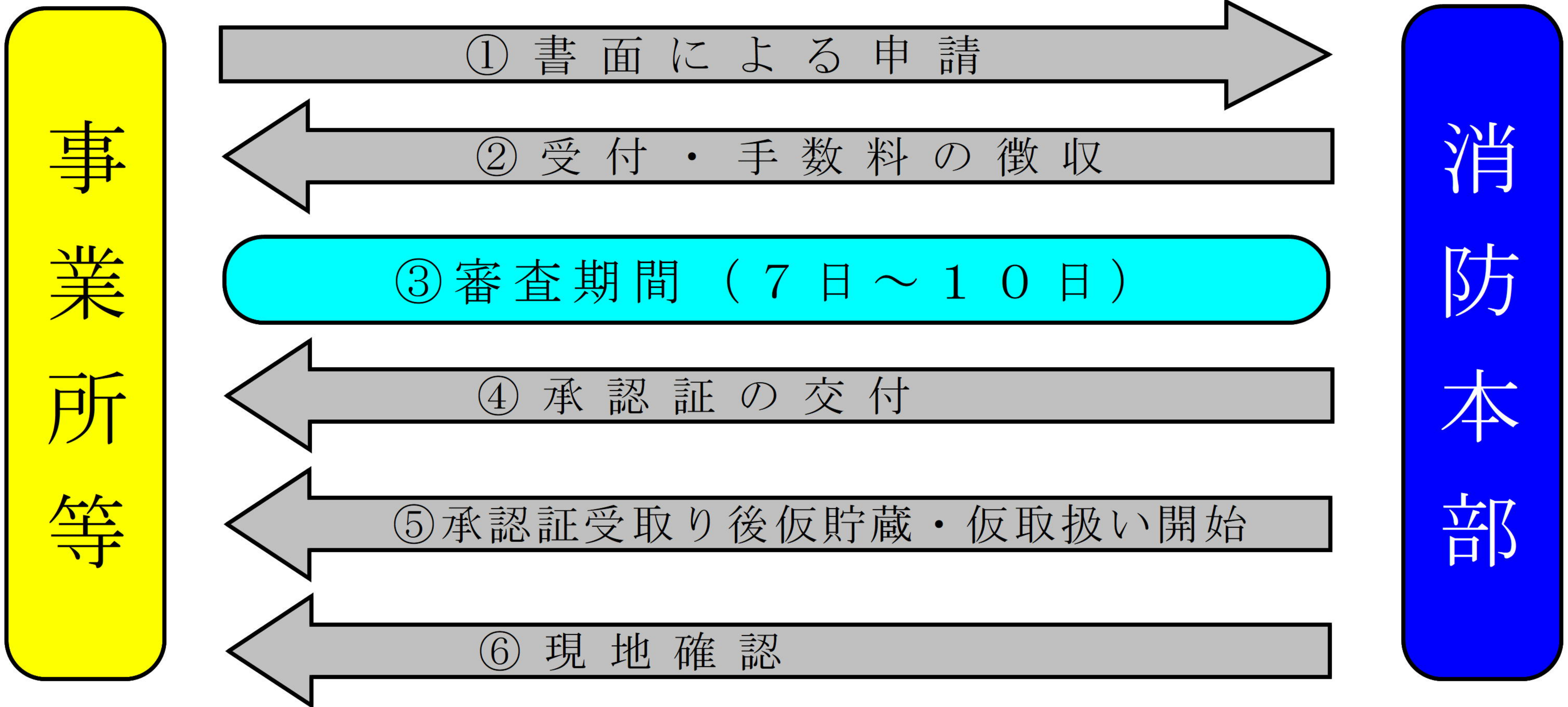
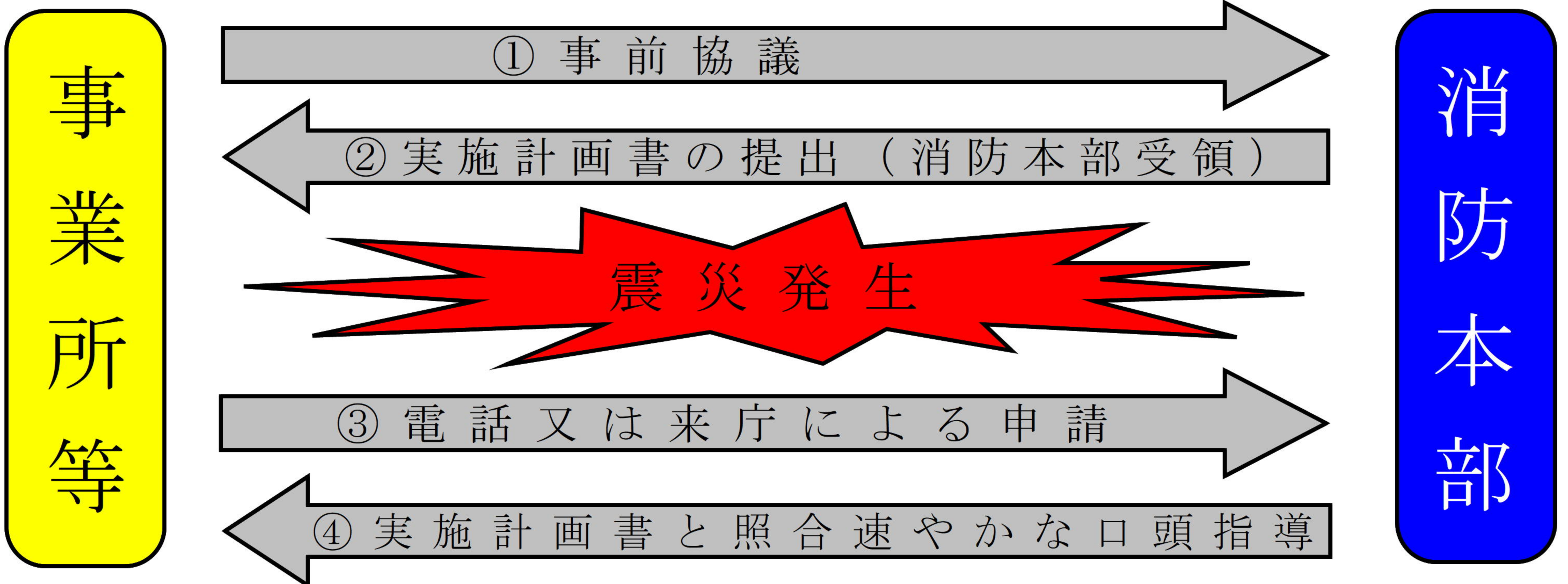


通常時の仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー



通常時の危険物仮貯蔵・仮取扱いの申請は、承認まで概ね7日～10日を要します。申請に係る事前の相談等を含めれば更に期間を要します。震災時は、通常の手続きが困難となる可能性があり、期間の延長が予想されます。

災時の仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー



事前に震災時における実施計画書を提出しておくことで、震災時に必要となった申請を電話等で行うことができ、承認（口頭）が即日可能になります。これにより、震災時において緊急に必要な危険物の取扱い等が迅速に行うことができ、スムーズな災害復旧を図ることができます。ただし、申請書は後日改めて提出する必要があります。この場合、震災等の状況により申請手数料の減免が適用される場合があります。